

女性部

税に関する絵はがきコンクール

令和3年度

開催報告

次代を担う子ども達に税の大切さや役割を伝える租税教育活動の一環として、女性部では毎年『税に関する絵はがきコンクール』を開催しています。この取り組みは管内小学校6年生を対象に、青年部が講師役を担当して実施される租税教室を受講した児童に、授業を通じて税について学んだことや感じたことを一枚の絵はがきにしてもらい取り組みです。

本年度もコロナ禍での開催となりましたが、14校から565作品が寄せられました。1月18日には松本税務署より小澤副署長をはじめとした幹部の方にもお越しいただき審査会を実施。松本税務署長賞、松本法人会女性部長賞(いずれも表紙に掲載)をはじめとする各賞が選出されました。入賞作品は確定申告期間中松本税務署に展示されています。



どこでも申告・納税
イータックス (<http://www/e-tax.nta.go.jp>)

たくさんのご応募 ありがとうございます♪





皆さん
こんにちは♪

株式会社 石井味噌
松本市埋橋
代表取締役社長 石井 康介 氏

『成長すること』

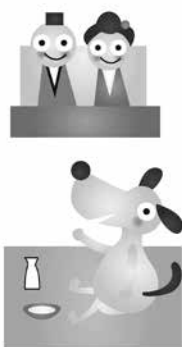
慶応4年(1868)創業の石井味噌。名物の「信州三年味噌」をはじめ、数多くの味噌を使用した

商品を製造・販売しています。コロナ禍において、従来の全国から訪れる観光客の味噌蔵見学やお食事を提供する機会は減少を余儀なくされていますが、通信販売や県内、近県からの修学旅行の受入れなど、今できることに取り組まれています。

味噌産地には戦国時代にルーツがあることが多く、有名武将のおひぎ元には必ず味噌があるとのこと。信州で言えば武田信玄公であり、以来信州では味噌作りが盛んに行われ、現在では国内生産シェア約50%を誇る一大産地です。

石井社長は未来を見て「成長すること」に強く想いを寄せています。その中で2006年から始められた味噌作り体験会。味噌を実際に作っていただくことで、その文化と美味しさを次の世代に伝え、お子様や大人まで大変喜ばれています。

石井社長の座右の銘は「急がず休まず」。セイコー創始者の服部金太郎さんの言葉で、一生は短い、止まっていたは終わってしまう。逆に、急成長は破綻を生む、着実に伸びていくことが大切と。150年以上続く企業を支えているのがよくわかります。そんな熱い想いから作られ、健康にもとても良い味噌を今日も美味しく頂きます。
(澤田恵輔編集委員)



頑張ってます!!

『日々勉強中です』

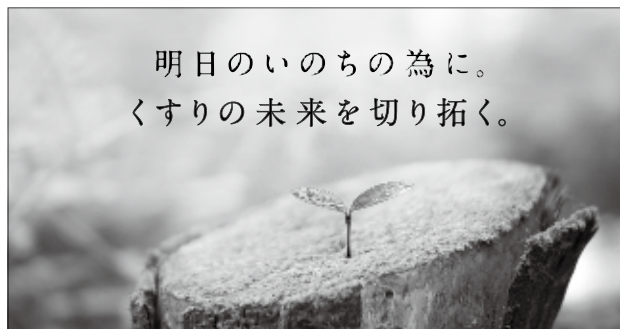
大栄産業 株式会社
松本市波田

鰐川 朋恵 さん

松本市波田地区、松本電鉄上高地線新島々駅近くにごぞいます大栄産業(株)。1947年に創設され、現在は環境事業(古コンクリート電柱の収集運搬やリサイクル処理等)、木材事業(丸太・杭・板などの加工や木道・木橋・デッキ・看板などの施工、木材の防腐処理等)、土木・電気事業(電線の地中線工事等)などを手掛ける企業です。

今回お話を伺った鰐川さんは入社2年目で、環境、木材事業の事務を主に担当されており、各種書類作成やお客様と社内担当者との連絡調整などに忙しい日々を過ごされています。また、当社が新規事業として準備を進めるオーダーメイド木材製品の通信販売サイトの作成にも取り組まれ、お客様にとって使いやすいサイトづくりに奮闘中です。

まだまだ不慣れなことや分からないこともありますが、従業員教育に熱心な職場環境の中で、先輩の方々からの指導を受けながら専門知識を深めるための勉強にも日々取り組まれているそうです。お忙しい中、取材にご協力いただきありがとうございました!
(深澤和紀編集委員)



明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本社：松本市芳野19番48号

税務ポイント

(会社の税務 よろず相談室¹⁶⁸)法人税・所得税関係

人材確保等促進税制の概要

Q. 人材確保等促進税制とはどのような制度でしょうか。概要を教えてください。

A. 人材確保等促進税制とは、新卒や中途採用による外部人材の獲得や人材育成への投資を積極的に行う企業に対し、新規雇用者給与等支給額の一定割合を法人税額又は所得税額から控除する制度です。(新規雇用者給与等支給額が増加した場合に係る措置)

① 適用対象企業

青色申告書を提出する個人及び法人(中小企業者に限定されない)です。税務申告より前に特段の手続きを行う必要はありません。

② 適用期間

法人は令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において適用することが出来ます。(個人事業者は令和4年分・同5年分の所得税について適用)

③ 通常の適用要件

通常の適用要件は、新規雇用者給与等支給額(※1)が、前年度の新規雇用者給与等支給額(新規雇用者比較給与等支給額)より2%以上増えていることです。この場合、控除対象新規雇用者給与等支給額(※2)の15%を法人税額又は所得税額から控除することが出来ます。(ただし、税額控除額は、法人税額又は所得税額の20%を上限とします。)

④ 上乗せ要件

通常の適用要件に加えて、教育訓練費の額(※3)が、前年度より20%以上増えている場合には、通常要件の控除率を5%上乗せし、控除対象新規雇用者給与等支給額の20%を法人税額又は所得税額から控除することが出来ます。(ただし、税額控除額は、法人税額又は所得税額の20%を上限とします。)

【上記で(※)を付した用語の定義】

※1「新規雇用者給与等支給額」とは、国内新規雇用者のうち雇用保険の一般被保険者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいいます。

① 国内雇用者とは、法人の使用人のうちその法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者で国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載

された人をいいます。パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれます。ただし、使用人兼務役員及び役員の特典関係者は含まれません。

② 国内新規雇用者とは、法人の国内雇用者のうち、当該法人の有する国内の事業所に勤務することとなった日から1年を経過していない者をいいます。

③ 雇用保険の一般被保険者とは、雇用保険の適用事業に雇用される労働者であって、1週間の所定労働時間が20時間未満である者等以外は、原則として雇用保険の被保険者となり、そのうち高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者以外の被保険者のことをいいます。

(給与等とは、俸給・給料・賃金・歳費及び賞与並びに、これらの性質を有する給与をいいます。)

※2「控除対象新規雇用者給与等支給額」とは、適用年度において、国内新規雇用者に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額をいいます。新規雇用者給与等支給額との違いは、国内新規雇用者を雇用保険の一般被保険者に限らない点及び雇用安定助成金額を控除する点です。

※3「教育訓練費の額」とは、国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用のうち一定のものをいいます。法人が教育訓練等を自ら行う場合の外部講師謝金や外部施設使用料等の費用、他の者に委託して教育訓練等を行わせる場合の研修委託費等の費用、他の者が行う教育訓練等に参加させる場合の費用等が該当します。

年度途中で採用された国内新規雇用者の考え方

国内新規雇用者については、事業年度の開始とともに雇用される者だけでなく、事業年度の途中から雇用される者も想定されるところ、新規雇用者給与等支給額の算定の考え方について、以下に例を示します。

●3月決算企業を想定し、本税制の適用年度を令和3年度、前年度を令和2年度とします。

●当該企業は、新卒採用者A・Bと中途採用者C～Gの計7名を雇用します。

●雇用者A～Gの採用時期は、新卒採用者A(令和2年4月)、新卒採用者B(令和3年4月)、中途採用者C(令和2年6月)、中途採用者D(令和2年12月)、中途採用者E(令和3年5月)、中途採用者F(令和3年7月)、中途採用者G(令和元年10月)とします。

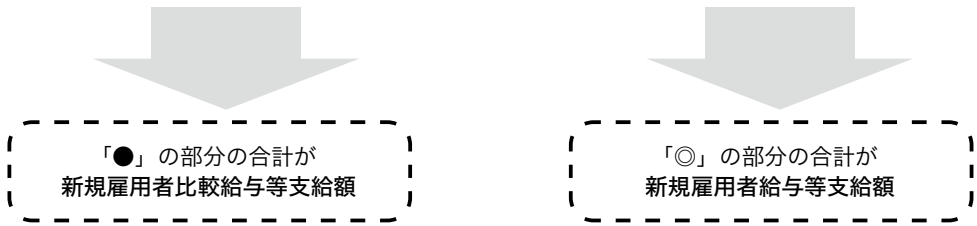
⇒ 上記のケースにおいて、雇用者A～Gについて、次頁の図で「●印」又は「◎印」を付した部分の年月の給与額が、「(国内新規雇用者のうち雇用保険の一般被保険者に対して)雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額」に該当し、新規雇用者給与等支給額の対象となります。

⇒ したがって、●印部分の合計は前年度における新規雇用者給与等支給額であるから、その額が「新規

雇用者比較給与等支給額」となり、また、◎印部分の合計は適用年度における新規雇用者給与等支給額

であるから、その額が「新規雇用者給与等支給額」となります。

	前年度（令和2年度）												適用年度（令和3年度）											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新卒採用者 A / R2.4採用	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●												
新卒採用者 B / R3.4採用													◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
中途採用者 C / R2.6採用			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	◎	◎										
中途採用者 D / R2.12採用									●	●	●	●	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
中途採用者 E / R3.5採用													◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
中途採用者 F / R3.7採用															◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
中途採用者 G / R1.10採用	●	●	●	●	●	●																		



$$\frac{\text{新規雇用者給与等支給額（適用年度）} - \text{新規雇用者比較給与等支給額（前年度）}}{\text{新規雇用者比較給与等支給額（前年度）}} \geq 2\%$$

【参考】 経済産業省：「人材確保等促進税制」御利用ガイドブック
 (税制委員会：蘆秀行、大池明、北澤剛 グループ稿) (監修：関東信越税理士会 松本支部)

2022 シーズン松本山雅 FC 主催試合 観戦チケットを抽選でプレゼント!!

J3リーグ松本山雅FC主催試合観戦チケットを抽選でプレゼントいたします。注意事項をご確認いただき、下記方法にてご応募くださいますようお願い申し上げます。

【注意事項】

- ・チケットは会場：アルウィン/ホーム自由席です。
- ・各試合チケットは3枚ございます。1名の方にプレゼント。
- ・新型コロナウイルス感染拡大状況により、開催を含めスケジュール等が変更となる場合も予想されますが、ご了承願います。
- ・今回は3月26日 [vs 鹿児島ユナイテッドFC] ~ 5月29日 [vs FC今治] のチケットです。以降、運営会社よりチケット受け取り次第、ご案内いたします。

【応募方法】

①お名前 ②企業名 ③ご連絡先 (郵便番号・住所・電話番号)④ご希望される試合
 ※お一人様1試合とさせていただきます。右の『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合日時」と「対戦

チーム」をご記入下さい。

前記4項目をご記入の上、法人会事務局にFAX(36-0839)で、3月14日(月)までにご返信いただきますようお願い申し上げます。(当選者の発表はチケットの発送をもって代えさせていただきます。)

『対戦スケジュール』

節	試合日時	対戦チーム	キックオフ時間
J3リーグ3節	3月26日(土)	鹿児島ユナイテッドFC	14:00
J3リーグ5節	4月10日(日)	テゲハジャーロ宮崎	15:00
J3リーグ7節	4月30日(土)	アスクラロ沼津	19:00
J3リーグ8節	5月4日(水)・祝	ギラヴァンツ北九州	15:00
J3リーグ10節	5月29日(日)	FC今治	12:00

【お問い合わせ】 法人会事務局(電話：0263-35-8080)

経営レポート

経済的都市伝説 ～社長の経済選択的考察～

公認会計士 水城 由貴



私が高校生の時のことです。駅前を友人と歩いたら突然話しかけられました。その人は、「あなたの幸せをお祈りさせてください。」と言うので、喜んで「ぜひお願いします。」とお答えしました。ただ、ちょっと興味があつたので、もしここでお断りしたらどうなるのですかと聞いてみたところ、「あなたは地獄に行きます。」と言われたのです。このロジックにどうしても納得がいかなかった私と友人は、「天国というところと地獄というところがあるとして、もしあなたと出会わなければそれぞれに行ける確率はどうなっているのですか。」と尋ねると、「どちらかに行けるかはわかりません。」と言われたのです。仮にその確率を五分五分だったとして、もしあなたに出会わなければ私は、50%の確率で天国に行けたのにあなたに出会ったことによってその確率が0%になってしまった。とすれば私の人生にとってあなたと会ったことは不幸になったということですよ、私の天国を返してほしいということで大激論になったことがあります。その当時は、この二元論の綾には気が付いていなかったのですが、ある時に気が付いたのです。このロジックには祈るけど不幸になるという選択肢と祈らないけど幸せになるという選択肢があることに。

	幸せになる	不幸になる（地獄に行く）
祈る	○	??
祈らない	??	×

今考えると面倒な高校生によって、お祈りしてくれようとしたその人が一番不幸になってしまったのではと反省しきりですが、このような、二元論的論法は、哲学的な話だけでなく経済社会にも多く見られます。

そこで今回は、まことしやかにささやかれている二元論的経済選択を考察してみたいと思います。

1. 購入かリースか

この質問は、会計士をやっていると本当によく聞かれます。実はこの質問は、購入かリースかを単純な支出額で考えるととても簡単です。リースの方がリース会社の利益が乗る分だけ損しますとお答えしています。実はここにも経済選択的綾が存在します。私の理屈には、購入価格が一定という前提が必要なのです。車を購入する際の本体価格は購入もリースも基本的にあまり変わらないのでこの理屈でよいと思いますが、例えばコピー機だった場合はどうで

しょうか。私がコピー機をCanonなり富士フィルムに電話をしてコピー機をくださいと聞けば、多分かなり高値のお見積りを頂戴することになると思います。対して、それぞれの取扱業者に電話をして同じ型番のコピー機をお願いするとその本体価格が安くてびっくりするということがあります。これは、取扱業者と私のような数年に1台しか購入しない事業者では、スケールメリットが全く異なり本体価格も異なってくるからです。すると仮に取扱業者の方にリースでお願いしたとしても本体価格の値下げ分があるため、リースの方が購入するよりも得になることがあるのです。さらにリースの場合、管理の手間が省ける点も見過ごせません。

2. 賃貸か持ち家か

ちょっと会社経営からは離れますが、これもよく見かける議論ですね。最近の論調は、賃貸の方がお得というのが多いでしょうか。但しこの議論にも圧倒的に足りない前提があります。全く同じ物件に対して、賃貸か持ち家かという選択肢がそもそもないということです。また、いつまで生きるのかということ必ず仮定しなければなりませんし、将来いくらで売れるのかという前提も必要です。さらには、家を所有するという精神的充足感の比較もできません。

3. 新車か中古か

この質問もよく受ける質問です。これについても、基本的には、中古車販売店の利益が乗る分中古車の方が損しますとお答えしております。しかし本当でしょうか。新車を買った瞬間に売るとなると、買った価格で売れないのは広く知られている通りです。この際の下落率は、数割にも及ぶとも言われており、仮に新車を買った瞬間に2割減で売った場合、中古車業者が1割上乘せして販売してもまだ1割減で買えることとなります。これは極端な例であり、通常何年か使用した車両を売却する場合はこのような中古車のパラドックスは発生しないため、やはり支払総額は中古車の方が多くなる可能性が高いかもしれません。

ここまでくるとすべての例示で私が結論を言っていないことに皆様お気づきのことでしょうか。そうなんです、〇〇すれば必ず儲かるというような論法はそもそも怪しいと考え、いろいろな条件を複合的に

検討した上で選択することこそが、社長の使命ということでしょうか。とすれば、私の文章すらも信じるか信じないかはあなた次第かもしれません。

水城由貴公認会計士事務所
松本市島立堀米 863-1 電話 (0263)31-6665

税務署からのお知らせ

令和4年度国税専門官採用試験要綱

■概要

国税局や税務署において、税のスペシャリストとして働く国税専門官（国家公務員）を募集します。

○受付期間

令和4年3月18日(金)～3月22日(火)
※通信日付印有効

■受験資格

- 1 平成4年4月2日～平成13年4月1日生まれの者
- 2 平成13年4月2日以降生まれの者で次に掲げる者
 - (1) 大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業した者及び令和5年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

■試験日

- 第1次試験日 令和4年6月5日(日)
第2次試験日 令和4年7月4日(月)～7月15日(金)
のいずれか第1次試験合格通知書で指定する日時

■試験の程度

大学卒業程度

■合格者発表日

- 第1次試験合格者 令和4年6月28日(火)午前9時
最終合格者 令和4年8月16日(火)午前9時

■申込み方法等

◎【原則】インターネット申込み



- 次のアドレスへアクセスし、説明に従って入力
<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

- 受付期間
令和4年3月18日(金)午前9時～4月4日(月)
[受信有効]

【インターネット申込みができない場合】
郵送又は持参

- 提出先
希望する第1次試験地に対応する国税局又は沖縄国税事務所

■問合せ先

- インターネット申込みに関する問合せ
人事院人材局試験課 Tel:03-3581-5311
内線 2332
午前9時から午後5時
(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)
- 上記以外の問合せ
関東信越国税局人事第二課試験係
Tel:048-600-3111 内線 2097
午前8時30分から午後5時
(土・日曜日及び祝日等の休日は除く。)

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得



しょせん、矛盾は程度問題だと割り切る



ジャーナリスト 海部隆太郎

それなりの学識経験者取材したときのこと。話が多岐にわたり、子供の頃に親から聞かされたという逸話を教えてくれた。とにかく深く考えさせられることがあったので紹介してみたい。

昔、とても貧しい村に突如、何でも願いをかなえてくれるという地蔵が出現した。最初は1人の村人が、疑いながらも豊かになりたいと地蔵に願を掛けた。すると、その通り豊かになることができた。それを見た村人たちは、われもわれもと押し寄せ、すべての村人の暮らしが豊かになったという。ところが、みんなが豊かだと面白くないと村人は思い始める。次に、「自分以外は貧乏になれ」と村人たちは願い始めた。結果として、昔のような貧乏な村に戻ってしまったそうだ。

取材した時期は、ちょうど国政選挙があった頃で、ポピュリズムの話からの雑談でこの逸話が出てきた。取材相手は「願いをかなえる地蔵とポピュリズムがどこか似てないか」という問題提起だったが、それは無理があると感じた。

多くの人が幸せになることで自分も幸せだと感じるのか、自分より不幸な人がいることで自分は幸せだと感じるのか。他人の不幸の上に自分の幸福を築こうとする考えの間違いを、逸話は伝えているのではと私は理解する。すべての村人が豊かであり続けてほしいと願えば、何も問題はなかったはず。つまり「持続可能」な豊かさを得るのは極めて簡単な行動であったのにできなかった。人の心に巣くう自己中心的な考えや差別意識が、自らも含めて村全体を貧しくしてしまったのだと思う。

いくらでもつつける重箱の隅

かなり強引に無理のある形で話をつないでしまうのだが、「持続可能」という言葉で連想するのはSDGs（持続可能な開発目標）だろう。17の目標は際限のない取り組みに思えてならないが、やらなければ未

来の地球・人類の行く末は厳しさしか見えてこない。ただ世界各地で紛争は絶えず、深刻な人権問題、国ごとに事情が異なる環境問題への対応など、それぞれに課題が多いのはご承知の通りだ。

SDGsの最重要事項は①脱炭素、②人権、③ダイバーシティの3つだと思う。このうち①の環境問題について、地球温暖化と日本の課題に詳しい大学教授の話聞いた。

それによると、日本は2050年までに、再生可能エネルギーによる主力電源化などによる脱炭素社会の実現に取り組むこととなった。しかし、太陽光発電パネルは、石炭火力発電で得られた電力を使って生産する中国製品が圧倒的シェアを占めており、今後、日本に輸入される電気自動車も同じことだと教授は強調する。脱炭素が「非脱炭素から生産される製品を使って達成する取り組み」では、首をかしげたくなる。何とも不思議なことだ。

この問題取材し調べていくと矛盾を感じる数が少なくない。他にも指摘したい項目はあり、重箱の隅はいくらでもつつけるように思う。だが、理想と現実のギャップは常にあること。言っていることとやっていることの違いや矛盾は常に存在し、それを改善させながら進む方が無理はない。矛盾は程度の問題ではないか。

それよりも17の目標に向かって全世界がベクトルを合わせていくことが大事だと考える。そのための行動に出ることを優先すべきだと思う。冒頭で触れた逸話のようになってはいけぬ。

【筆者紹介】海部隆太郎（かいべ・りゅうたろう）
法政大学卒。全国紙記者、IT企業を経てフリー。
中小企業を中心に企業が抱える幅広い課題を取材、執筆活動を展開する。

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

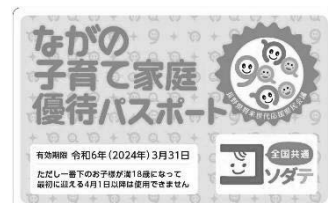
青年部・女性部



部員募集中!!

ながの子育て家庭優待パスポートの協賛店を募集しています！

ながの子育て家庭優待パスポート事業とは、子育て家庭にやさしい社会の実現のため、長野県と各市町村が連携・協働し、企業・店舗の皆さまの協賛をいただきながら、地域全体で子どもと子育て家庭を応援する事業です。



協賛メリット ○子育て家庭にあたたかい店舗として、イメージアップが期待できます！

○協賛ポスター・ステッカーを無料でお届け ○店舗検索サイト・アプリでPRできます！

お申し込み方法

方法1 **ながの電子申請サービスからお申し込み**

PC やスマホからでもお申し込みいただけます。

(https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=561)

ながの子育てパスポート 協賛店舗募集 **検 索**

※県内約 20 万世帯が
パスポート利用中

方法2 **長野県 HP 掲載の協賛申込書に必要事項をご記入の上、問い合わせ先へメール・FAX・郵送**

【問い合わせ】 長野県将来世代応援県民会議事務局

(長野県県民文化部子ども若者局次世代サポート課)

〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2

TEL: 026-235-7207 FAX: 026-235-7087

E-mail: shoushika@pref.nagano.lg.jp

ながの電子申請サービス 県 HP 申込書はこちら



国税庁からのお知らせ【所得税等の確定申告について】

新型コロナウイルス感染症の影響により申告期限までの申告等が困難な方へ

オミクロン株による感染の急速な拡大に伴い、確定申告期間（申告所得税：2月16日～3月15日）にかけて、感染者や自宅待機者のほか、通常の業務体制が維持できないこと等により、申告が困難となる納税者が増加することが想定されます。

こうした状況を踏まえ、令和3年分確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方については、令和4年4月15日までの間、簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請することができるようにしました。

(注1)具体的には、期限後に申告が可能となった時点で、申告書の余白等に新型コロナウイルスの影響により延長を申請する旨を記載する方法です(申請書の提出は不要)。

(注2)申告所得税以外の税目も同様の取り扱いとなります。

※詳細は国税庁ホームページ内「新型コロナウイルス感染症に関する対応等について(詳しくはこちら)」をご覧ください。

なお、確定申告書の提出は、外出せず利用できるe-Tax(国税電子申告・納税システム)が便利です。また、マイナンバーカードや税務署の発行するID・パスワードをお持ちでないなどe-Taxがご利用できない方は、作成した申告書を郵送にて提出することもできます。

※申告書の作成は、国税庁ホームページ内「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。



アフラックは、1983年より 「法人会福利厚生制度」を 受託しています。

あなたの一生に寄りそう保険会社として、約束します。
お客様ひとりひとりが創る、自分らしく充実した人生。
アフラックは、
そのお手伝いをする存在であり続けます。



法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

「生きる」を創る。

Aflac

〈引受保険会社〉

アフラック

長野支社

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

3月の予定

- 2日税制委グループ会議(書面決議)
- 3日女性部幹事会(書面決議)
- 4日青年部幹事会(オンライン開催)
- 11日正副会長会、第18回理事会
- 28日決算説明会

決算説明会

(法人税・消費税の説明会 / 2月決算法人対象)
3月28日(月) 午後2時より 松本市駅前会館 4階「大会議室」

※会場設営(距離確保)、手指消毒、検温等の実施といった安全対策を行い開催いたします。ご参加いただく方にはマスクの着用にご協力をお願いいたします。なお、感染拡大状況により中止となる場合もございますがご了承願います。

「令和3年度松本市内部会ブロック別研修会」・「第109回税制勉強会」開催中止について

松本市内20部会を対象に、毎年3月に5つの会場で開催していました「松本市内ブロック別研修会」につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、誠に恐れ入りますが開催を中止させていただくこととなりました。

また、2月22日に予定しておりました「第109回税制勉強会(講師：松本税務署 小澤副署長)」につきましても中止させていただきましたことをご報告いたします。会員企業の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、どうぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

冬期特別研修会開催報告(オンライン開催)

2月18日、冬期特別研修会をオンライン開催いたしました。大阪大学大学院教授の松村真宏氏に講師をお務めいただき「仕掛学 人を動かすアイデアの作り方」というテーマでお話をさせていただきました。

つつい〇〇したくなる「仕掛け」について様々な事

例を挙げていただきながら、私たちの生活・経済活動に活用できるヒントとしてわかりやすくお話をさせていただきました。大勢のご参加誠にありがとうございました。

松本法人会会員証明書・出席票貼付台紙を当月号付録でお届けいたしました

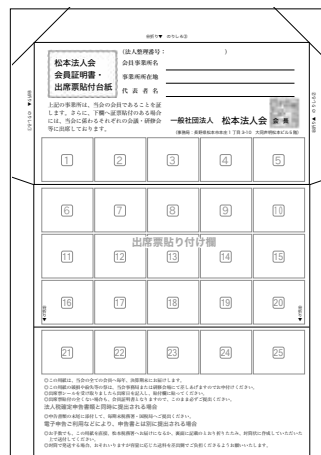
決算期末を迎える会員企業の皆様に活用いただくようご案内しております「松本法人会会員証明書・出席票貼付台紙」(以下:「証明書・台紙」と表記)を、本号付録でお届けいたしました。

昨年度よりご案内の通り「証明書・台紙」は広報誌3月号と9月号に同封し、年2回、全会員の皆様にお届けしております。なお、ご使用方法に変更はございませんので、これまで同様にご使用いただきますようお願いいたします。

～「証明書・台紙」の使い方～

当会が実施する研修会や会議等にご出席いただいた(もしくは資料をお届けした)会員の方に「出席証シール」をお配りしています。この「出席票シール」を「証

明書・台紙」に貼り、確定申告書類提出時に併せて松本税務署にご提出いただくことで「当会会員企業であること、諸行事への参加状況」を署にも確認していただいております(「出席票シール」が無い場合でも税務署にご提出願います)。詳しくは今号付録の「証明書・台紙」にてお確かめください。



インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎月先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9㍍)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD 雑誌のイラストデータ ぞも デジカメ写真も

手書きのイラストでも

素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会

めざします企業の 繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F ☎0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

向井開発 有限会社

元は製材所…今はパンのお店

『製材所のパン屋』



インスタQR (seizaisyono)

- 営業日:毎週 金・土・日曜日
- 営業時間:午前9時30分~午後6時
- 住所:松本市奈川3901-1
- TEL:0263-79-2212



ブログQR

はしごチケットで街中を巡るスタンプラリー実施中!! (松本市)



松本市内の様々なお店が参加する「まつもと百点プロジェクト (M100)」では、スタンプラリーを開催しています。専用マップ(はしごマップ)を参考に参加店でお買い物(飲食・入館)してスタンプを押してもらえると、オリジナルグッズをプレゼントしています。松本の街歩きで新たな発見があるかも♡(澤田恵輔編集委員)

川柳コーナー

くしやみして

「花粉だよな」と

独り言

卒園に

娘えがおで

母なみだ

「さよなら」の

次にまつてる

「よろしくね♪」

新米

あ тогоき

この原稿執筆時の旬な話題!というこ

とで、北京冬季オリンピックについて。東京オリンピックに続き、まだコロナウイルスが蔓延している中での開催。観客の盛り上がりがない分、静かに日程が進んでいる中でも日本人の活躍が光ります。その中で注目したのが、男子フィギュアスケートで銀メダルを獲得した鍵山優真選手。まだ18歳であどけなさが残りながら、のびやかで堂々とした演技に心打たれました。

その鍵山選手を育てたコーチはお父さんでもある正和さん。テレビで見た時にまず感じたのが、「そっくりだなあ」と笑。それよりも親子で臨んだオリンピック、並々ならぬ練習と圧倒的な信頼関係でここまで来たのだと思います。伸び盛りの中学3年生の時に正和さんが病に倒れ、不安はあったはずだが、鍵山選手は「僕が強くなれば、お父さんも元気になる」と自発的にリンクに向かい、プログラムの曲も自ら選ぶようになったそうです。何があっても動じない心と行動力を見習いたいものです。まだまだコロナウイルスが蔓延する中ですが、すべての可能性を信じ進んでいきましょう! (澤田)

(本号編集委員)

深澤和紀
澤田恵輔



個人情報取扱いについて
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人 百瀬衛貴男
(毎月1回1日発行)

印刷所 アサカワ印刷株式会社

《松本税務署からのお知らせ》

～ 申告・納付期限の延長について（令和2年分）～

今般、確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、「所得税及び復興特別所得税」、個人事業者の「消費税及び地方消費税」、「贈与税」の申告期限・納付期限が
令和3年4月15日（木）まで延長されました。

これに伴い、「所得税及び復興特別所得税」と「消費税及び地方消費税」の振替納税をりようされている方の振替日が変更されました。



申告・納付の期限

所得税 消費税 贈与税

及び復興特別所得税 及び地方消費税

いずれも4月15日（木）

口座振替日【振替納税利用の場合】

所得税 : 5月31日（月）
及び復興特別所得税

消費税 : 5月24日（月）
及び地方消費税

振替日の2～3日前には、**預貯金口座の残高**をお確かめください。